

児童扶養手当における同一生計配偶者に関する申立書

令和 年 月 日

(申立先) 新潟市長

【申立人】（児童扶養手当の請求者）
氏 名 _____

私は、前年（１月から９月までの間に認定請求書を提出する場合は、前々年）の１２月３１日時点における、所得税法（昭和４０年法律第３３号）に規定する同一生計配偶者に関する事項について、申し立てます。

記

１ 同一生計配偶者を有する者について
(該当する番号をチェックしてください。)

☐ ① 申立人と同一
☐ ② 申立人の配偶者
氏名： _____

☐ ③ 申立人の扶養義務者（注１）
氏名： _____

☐ ④ 同一生計配偶者を有する者はいない（２の記入は不要です）

２ １の者の配偶者について
(１の②に該当する場合は、以下の記入を省略できます。)

氏 名		性別	男 ・ 女
個人番号 (１の③に該当する場合のみ)		生年月日 (注２)	年 月 日生 (歳)
別居の場合の住所			

(注１) 民法（明治２９年法律第８９号）第８７７条第１項に定める扶養義務者で、届出者と生計を同じくするもの（父母、祖父母、子、孫などの直系血族と兄弟姉妹）をいいます。

(注２) 前年（１月から９月までの間に認定請求書を提出する場合は、前々年）の１２月３１日時点（当該年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）の年齢を記入してください。

(注意事項)

- この申立書は、「児童扶養手当認定請求書」、「児童扶養手当所得状況届」又は「児童扶養手当現況届」を提出する方、その方の配偶者、又はその方の扶養義務者の、前年（１月から９月までの間に認定請求書を提出する場合は、前々年）の１２月３１日（当該年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）における同一生計配偶者の有無について、公簿等又は所得証明書で確認できない場合に、ご記入いただくものです。
- 所得税法に規定する同一生計配偶者とは、前年（１月から９月までの間に認定請求書を提出する場合は、前々年）の１２月３１日（当該年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）において、次のいずれにも該当する方をいいます。
 - ① 民法の規定による配偶者である（内縁関係の人は該当しません）
 - ② 生計を一にしている
 - ③ 前年（１月から９月までの間に認定請求書を提出する場合は、前々年）分の所得税法上の合計所得金額が４８万円以下である
 - ④ 青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けていない又は白色申告者の事業専従者ではない